

令和2年度第3回埼玉県国民健康保険運営推進会議 概要

1 日 時 令和2年11月20日（金）午後2時～午後3時30分

2 場 所 埼玉教育会館 201・202会議室

3 出席者 61市町村国保主管課長、国保連事務局長、埼玉県

4 あいさつ

5 議事

(1) 国保事業費納付金及び標準保険税率の秋の試算の結果について

<埼玉県>

- ・ 資料1に基づき、国保事業費納付金及び標準保険税率の秋の試算の結果について説明。
- ・ 被保険者数の推計方法については、国が基本として示している前年度からの単年度伸び率を使う方法を採用し、そこに負担区分別の被保険者数を補正し推計を行った。
- ・ 診療費の推計方法については、国の示す複数の方法により推計し財政運営ワーキングメンバーの意見を踏まえ、直近1年前から直近月までの年度を跨いだ1年間分の実績を基礎として、過去2年間の伸び率により推計する方法を採用した。なお、令和2年4月以降診療分については、新型コロナウイルス感染症の影響により、診療費が特異的に増減していると考えられるため、推計の対象から除外している。
- ・ 算定可能な県特別交付金については、総額を前年度と同額の11.5億円とした。
- ・ 特別調整交付金(都道府県分)の配分方法については、前年度と同様に国の市町村別算出内訳額と同額を各市町村の納付金から減算している。
- ・ 特例基金(激変緩和)について、積立額約18億円の6分の1である3億円を活用した。
- ・ 令和元年度納付金の不足分である約16.7億円は、令和3年度納付金では精算せず令和2年度納付金の過多と合算して令和4年度納付金で精算することとしたため、令和3年度納付金の算定には含めていない。
- ・ 保険者努力支援交付金の事業費連動分について、今年度の納付金の過多として、翌々年度の令和4年度納付金の減算に活用するため、令和3年度納付金の算定には含めていない。
- ・ その他として、退職被保険者等にかかる納付金の市町村別の精算は行っていない。平成29年度以前の保険給付取消による令和元年度療養給付費等負担金の控除分を起因する市町村の納付金に加算している。
- ・ 国の追加公費については、前年度からの変更点として、暫定措置の激変緩和分が50億円減少し、減額された分は普通調整交付金に充てられた。また、保険者努力支援制度分の配分は都道府県が500億円、市町村分は特別調整交付金から財源が追加され500億円となり合わせて1,000億円のインセンティブとなると示されている。
- ・ 令和3年度の秋の試算結果は、1人当たり保険税必要額は県全体で113,506円となり、前年度と比べると金額にして9,099円、率にして8.7%の増であり63市町村すべてで1人当たり保険税必要額はプラスとなった。
- ・ 1人当たり保険税必要額の主な増加要因としては、1つ目は1人当たり保険給付費の増によるもの。2つ目は、過年度介護納付金の精算(減算)額の減による負担増。3つ目として過年度分の納付金の過多等による減額調整の減による負担増があげられる。

- ・ 令和3年度の納付金総額については、約1,910億円となり、前年度と比べて約103億円、率にして5.7%のプラスであり、納付金総額でもすべての市町村でプラスという結果であった。令和元年度から令和2年度の増減額は約143億円の減少であり、令和元年度と令和3年度を比べると半分以上の市町村で納付金が減少し、県全体でも40億円の減少となっている。
- ・ 激変緩和について、国の制度による措置の対象となった市町村数は8市町村で約1億7千万円を措置している。残額は県の措置の対象となった60市町村に按分し配分している。
- ・ 令和3年度国保事業費納付金（介護分）の算定における介護納付金の修正（平成28・29年度分）に伴う市町村別調整額について、支払基金から市町村ごとの精算額が示されたため、令和2年度納付金において按分して加算していた分と、実際の市町村ごとの精算額の差額について、令和3年度納付金において再精算を行った。市町村ごとの精算で発生する1円未満の端数は、県全体の納付金基礎額に加算し、被保険者数シェア等により市町村ごとの納付金算定に反映している。
- ・ 国の示す後期高齢者支援金、介護納付金の1人当たり負担額等の一部係数については、前年度確定係数時の値となっており、令和3年度の確定係数時において大幅なずれが生じる可能性がある。

（2）ワーキンググループの進捗状況について

① 財政運営ワーキンググループ

<埼玉県>

- ・ 資料2-1に基づき、財政運営ワーキンググループの進捗状況について説明。
- ・ 11月16日に第4回の財政運営ワーキンググループを開催し、令和3年度国民健康保険事業費納付金等の秋の試算、及び保険税水準の統一について協議した。今後については、令和3年1月中旬に第5回、令和3年3月下旬に第6回を開催する予定。
- ・ 国保事業費納付金等の算定ルールについては、第2回運営推進会議で報告したものから変更はない。
- ・ 保険税水準の統一については、国保運営方針に記載する予定の保険税水準統一の目標年度における実現に向けて議論を一層進めていく必要がある。そのため、改めて今後の議論の体制を整理するとともに、進捗管理を行うためにも具体的なチャートのようなものを作成したいと考えている。保健事業ワーキンググループや事務処理標準化ワーキンググループにも関係するため、各ワーキンググループで検討いただき1月に開催予定の運営推進会議において案をお示しし、3月に最終案を改めてご提示し完成させたいと考えている。
- ・ 埼玉県国民健康保険運営方針（第2期）については、県国保運営協議会からの答申まで終了し、年内には最終的な埼玉県国民健康保険運営方針（第2期）を策定、公表するため作業を進めている。

② 事務処理標準化ワーキンググループ

<埼玉県>

- ・ 資料2-2に基づき、事務処理標準化ワーキンググループの進捗状況について説明。
- ・ 第1回目を7月20日、第2回目を10月22日に開催した。

- ・ 優先的に検討すべき県内統一基準について、検討前に市町村に対しアンケートを行い、要望の多かった高額療養費、外国人の国保資格等について検討している。
- ・ 高額療養費については、基準となる事務処理マニュアルの該当部分の修正を行い、間もなく各市町村に送付させていただく予定。今後は、70歳以上被保険者の手続の簡素化について議論を進めさせていただく。
- ・ 外国人の国保資格については、どのような点が問題となっているか改めて今年度各市町村に照会させていただいた。要望の多かった統一様式を示して欲しいという意見について、出入国在留管理庁への文書照会のひな型を標準例としてお示しすることを考えている。その他、要望の多かった事例を基に事例集の作成について議論を進めていく予定。
- ・ 第三者行為求償事務の取組については、保険者努力支援制度の評価項目の一つであるが、本県においては点数が取れていない状況にある。市町村分の取組で高得点を取っている他県の状況などを収集し、提供させていただきたいと考えている。
- ・ 今後の開催については、第3回を令和3年1月に開催し、以降合計2回のワーキンググループを開催する予定。

(3) 令和元年度埼玉県国民健康保険事業特別会計決算について

<埼玉県>

- ・ 資料3に基づき、令和元年度埼玉県国民健康保険事業特別会計決算について説明。
- ・ 収支差額の約58億円については、療養給付費等負担金の精算などに伴う国等への返還に充てるため令和2年度に繰り越す。また、この繰越金の中には平成30年度納付金の過多である40億円が含まれており、これは令和2年度納付金の減算に充てることとしている。これらを除いた後の実質的な収支は、約17億円のマイナスとなる。
- ・ 療養給付費等交付金については、退職者医療制度が廃止され退職被保険者数が大幅な減少を続けていることから、前年度から金額が大きく減少している。
- ・ 基金繰入金については、令和元年度は納付金の激変緩和のため3億円を繰り入れた。平成30年度については、この3億円に加え、国の指示により保険者努力支援制度の財源として財政基盤強化分から約10億円を繰り入れていたが、令和元年度分はこの分がなかったため大きく減少している。
- ・ 歳入その他については、令和元年度より前年度からの繰越金約104億円、前年度の保険給付費等交付金の精算による返還金約26億円が新たに生じた。平成30年度は国保特別会設置初年度であったため、これらの収入はなかった。
- ・ 歳出その他については、前年度の療養給付費等負担金の精算による返還金約90億円などが新たに生じた。また、財政安定化基金への積み増しが平成30年度で終了し、その分の約18億円が減少している。90億円の増加と18億円の減少で、72億円の増加となっている。

(4) 保険者努力支援制度（県分）について

<埼玉県>

- ・ 資料4-1、4-2に基づき、保険者努力支援制度（県分）について説明。
- ・ 3 保険税収納率の向上 (2) 現年度課税分の確実な徴収③及び (3) 滞納繰越分の確実

な徴収②について、国の令和3年度市町村分を参考にカッコ書き部分の変更を行った。また、(3) 滞納繰越分の確実な徴収について、前年度の実績と比較し滞納繰越分収納率が1ポイント以上向上した場合に2点を加点する指標を追加した。

- ・ 5 データヘルスの推進について、対象となる研修会名等を今年度の事業に合わせて変更、国の令和3年度分指標の内容修正に応じて文言及び配点内訳の変更を行った。
- ・ 6 特定健康診査受診率の向上 (1) 特定健康診査受診率について、直近3年間連続して特定健康診査の受診率が向上している場合に3点を加点する指標を追加。7 特定保健指導実施率の向上についても同様に、直近3年間連続して特定保健指導の実施率が向上している場合に3点を加点する指標を追加した。
- ・ 10 医療費適正化及び適用適正化の取組 (1) ジェネリック医薬品の使用促進について、評価に用いる資料を変更。

【質疑・意見交換】

<市町村>

- ・ 令和4年度分からは新たな国民健康保険運営方針に基づく取組に対する評価となる。その中で、どのくらい得点を取れるようになるかが県の取組の成果であるとも考える。その点について、今後説明いただきたいと要望しておく。また、特定保健指導実施率の向上について、直近3年間連続でということだが、今年は緊急事態宣言等もある中でなかなか実施率が上がらず来年も難しい。令和4年度の制度はそうしたことも踏まえてご検討いただきたい。

(5) 特別交付金（県繰入金）について

<埼玉県>

- ・ 資料5に基づき、特別交付金（県繰入金）について説明。
- ・ 令和2年度の当初予算では9%相当額として、324億716万円を一般会計から特別会計に繰り出し、そのうち1%の特別交付金相当額については36億796万円余りを予算計上している。
- ・ 令和2年度の交付対象は生活習慣病予防対策など医療費適正化対策として13億2千万円、ヘルスケアポイントの取組やがん検診などを含む特定健診・健康づくりとして7億8千万円、保険税徴収対策として13億7千万円のほか、その他として認知症や制度周知の経費など1億4千万円を予定している。
- ・ 保険税徴収対策13億7千万円のうち1億5千万円については、保険税収納率に応じて令和2年度の保険税必要額の減算に充てている。
- ・ 交付基準の昨年度との主な変更点としては、医療費通知に要する経費、特定健康診査の受診勧奨又は特定保健指導の利用勧奨に要する経費、特定健康診査の未受診者に対する受診勧奨又は特定保健指導の未利用者に対する利用勧奨に要する経費、糖尿病性腎症重症化予防対策事業における受診勧奨の受診者を増やす取組み、徴収対策の実施について評価する項目の内容等を変更した。また、様式についても、より申請がしやすいように大きく変更したが、記載内容等については変更していない。

(6) その他

普通交付金の年度末の取扱い・一定額について

<埼玉県>

- ・ 資料6に基づき、普通交付金の年度末の取扱い・一定額について説明。
- ・ 今年度も市町村の歳入不足を生じないよう昨年度同様に一定額を加えた形で3月中旬以降請求ができるよう事務処理を進めていく予定である。今後、国保中央会から提供されるデータなどを用いて国保連と協議のうえ一定額の案を算出し、年明け以降に市町村に示して一定額を定めていく。
- ・ 令和元年度の普通交付金は約4,682億円を交付した。一定額については、4月に確定した額と約20億円差が生じている。差額の返還時期は、年度末の出納整理期間中を予定している。
- ・ 3月現金分の過大交付分の精算、第三者求償や不当利得によって保険給付の対象外となった部分、一部負担金の減免などになった額を合わせて返還額は県全体で約27億円となった。